

市民パト・センだより

定期総会開催される！

今年度の定期総会は、6月4日、パトセン羽村の事務所で開催しました。コロナ禍における開催のため、出席者は理事等の代表者に限らせていただき、会員の皆様には、定款に定められた書面表決により、提出議案への賛否をいただきました。お蔭をもちまして、議案全て原案どおり承認等、可決をいただいたところです。なお、今回の議案の中には会員の皆様に限らず、市民の皆様にも少なからず影響等を与える部分がありますので、その点についてご説明をさせていただきます。

【主たる事務所の移転】

当法人の主たる事務所である「小作センター（小作台 1-16-1）を廃止」し、市役所庁舎西分室の2階に、新たに「中央センター（緑ヶ丘 5-2-2）として移転」しました。

【徒歩パト活動方法の変更】

これまで、小作センターと羽村センターを起点に、小作駅と羽村駅の周辺を徒歩でパトロールをしてきましたが、昼間の徒歩パトロールについては、中央センターを拠点に統一し、市内を4方面（羽村駅方面、小作駅方面、多摩川方面、動物園方面）に区分することで、市内全域を徒歩でパトロールできるよう活動方法を変更し充実を図りました。

パトロールの眼 その16

う 鶺鴒の目・鷹の目

「気をつけてね！」の声に「さようなら！」「バイバイ！」と学童たちの元気な声が返ってくる。

新型コロナウイルス対策で休校に追い込まれ、数か月ぶりに学童たちの通学が始まった6月、下校する学童たちと会話するパトロール隊員もうれしそう。辺りに活気が戻ってきたようだ。

4月初旬から緊急事態宣言が発令され、街中が暗い自粛ムードに沈み、子どもたちの笑顔や元気で通学する姿が見られず、寂しい思いだったパト隊員たち。やはり子どもたちは街の活気の泉であり、市民たちの希望の宝であることを痛感。

緊急事態宣言下では、青パト車でのパトロールを休み待機、徒歩によるパトロールで街の見守りを続けてきた。

初めての事態だけに、その間に多くの教訓や課題が見えてきたのは大きな収穫であった。特に子どもたち、学童の見守りの大切さを重く感じた隊員たちの率直な感想が、今後大いに活かされることだろう。（響）

可決等された議案

- 議案第1号 平成31年度(2019)事業報告について
理事会等の会議や青パト・徒歩パト・わんわんパト・自転車パトなどの事業活動等
- 議案第2号 平成31年度(2019)収支決算について
特定非営利活動に係る事業会計(決:10,163,916円)及び
その他事業会計(決:208,169円)
- 議案第3号 理事の選任について
任期途中の理事2人の辞任に伴う新たな理事の選任(松尾理事・並木理事)
- 議案第4号 定款の一部変更について
主たる事務所の移転及び予算の追加及び更生における理事長専決処分項目の追加
- 議案第5号 令和2年度事業計画について
事業実施方針や会議・事業内容
- 議案第6号 令和2年度収支予算について
特定非営利活動に係る事業会計(予:11,101,000円)及び
その他事業会計(予:230,000円)

新理事紹介 【松尾理事・並木理事】



市民パトロールセンターはむらの理事に選任されました「松尾好男」です。

隊員の経歴としては、平成23年に「市民パトロールセンターはむら」が発足する前からパトロール活動に従事してきており、その間、青パトはもちろん徒歩パトでのパトロール活動や、産業祭などの催しにも出展し、防犯チラシ配りなども行ってきました。

昨年度からはパトロール隊長に就任し、隊員の資質の向上を図るため、講習会の講師等も務めております。

今回、理事に就任いたしました。パトロールセンターの関係者が一体となって犯罪抑止力を高め、市民の皆様の安全のために邁進し、会員の皆様のご支援に応えられるよう努めて参ります。

また、高齢者の交通事故が近年多くなっております。私自身も車を運転するときは、いつも冷静で急がず、慌てず、紳士的な運転を心掛けています。交通事故がゼロに近づけるよう啓発活動にも力をいれて参ります。

定期総会で理事に選任されました「並木勲」です。

大役を仰せつかり身の引き締まる思いであります。5年間、「市民パトロールセンターはむら」の事務局長として防犯活動業務の遂行に努めてまいりましたが、その経験を活かし、今後の法人運営の一助となるよう全力を尽くし、また、皆様のご期待に添えますよう努力いたす所存でございます。

市内の犯罪が減少している昨今であります。パトロール隊員として「安全・安心して住みよい街づくりはむら」を目指して、引き続きパトロール活動も実施していきます。

当法人の活動が犯罪等の抑止力となるよう、羽村市、福生警察署、福生消防署、会員、市民の皆様、各種団体の皆様方には、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

市民パトロールの実施状況

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位：回)

種別	午前	午後	17時～	18時～	19時～	21～24時	合計
青パト	12	51	120	94	44	182	503
徒歩パト	85	61	18	1	—	—	165

* 青パトは基本1回2時間、徒歩パトは1回1時間

羽村市内の犯罪発生状況

(資料提供：福生警察署) 単位：件数

	凶悪犯	粗暴犯	侵入盗犯	非侵入盗犯	その他	計
令2年1月～令2年5月	0	10	4	85	24	123
平31年1月～令元年12月	2	25	19	245	71	362
平30年1月～平30年12月	2	24	33	279	75	413
上記期間の比較増減	0	1	△14	△34	△4	△51
平成23年(法人発足年)	4	23	43	693	162	925

* 市内の犯罪発生件数は、平成23年と比較し大きく減少しています。

コロナ禍のパトロール対応 (4月13日～5月31日)

市の新型コロナウイルス感染症対策本部では、国の緊急事態宣言の発令を受け、業務継続について検討し、その中で、当法人が受託している市民生活安全パトロール業務については、「規模を縮小し継続実施」と決めました。

それに伴い、当法人では市の担当者と協議した結果、規模の縮小については、隊員等の実情を勘案したうえで、当法人が決定することになりました。

このことから、パトロール活動の現状や隊員の意見等を鑑み、緊急事態宣言発令後の4月13日(月)から5月6日(水)までの間の、青パトによるパトロール活動については中止と決定しました。

その後、緊急事態宣言の延長に伴い、青パトによるパトロール活動の中止も5月31日(日)まで延長し、6月1日から再開としました。

なお、徒歩によるパトロール活動は、宣言中においても、パトロール活動を実施しました。市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



平成31年度(2019)決算公告 (令和2年3月31日現在)

特定非営利活動促進法第28条の2の規定に基づき、貸借対照表の要旨を掲示板に公告しましたので、同様の内容を記載し公表します。

資産の部	負債及び正味財産の部	
資産の部計 4,743,738 円	負債の部計	609,123 円
	正味財産の部計	4,134,615 円
	負債及び正味財産の部計	4,743,738 円



あおばずく隊から一言



青パト隊員 遠藤和俊

昨年11月に入会し、1月から青パト隊員として、週1回活動しております遠藤です。

これまでパトロール活動については、青パトを見かける程度の認識でしたが、実際に自分でパトロールをやってみますと、まさに「自分たちのまちは、自分たちで守る。」このことの実践だと感じました。

また、市内を巡回すると、各地域でパトロール活動が浸透していることを実感し、これまで「市民の目」を光らせていただいた、先輩隊員の皆さんに敬意を表したいと思います。

パトロール活動は、犯罪抑止に大きな効果があり、これまでの活動により犯罪発生件数も減少していると聞いております。

そして、今後、羽村市から犯罪を無くしていくためには、日々の活動の継続が重要です。

このことにやりがいを感じ、今後のパトロール活動を頑張っていきたいと思っております。

徒歩パト隊員 荒木 澄

私は、昨年10月に、「パトセンに入りませんか」と誘われ、パトセンって何！という感じでしたが、入会しました。

現在、主に小作駅周辺を徒歩でパトロールしていますが、初めて歩く道もあり、羽村はこんなにも公園が多くあるのかとビックリもしました。

会う人達から「こんにちは、ご苦労さま」と声をかけられ、うれしいと同時に、しっかり周りを見ながらパトロールをして歩かなければと自分を戒めています。

公園では、子ども達が楽しそうに遊んでいたり、スマホをいじっている大人や外国の方が集まっているなど、いろいろな光景に出くわします。

徒歩でパトロールした後は気分爽快、歩くことで健康にもつながります。体の続く限り活動したいと思っています。



正会員・賛助会員 募集中

区分		入会金 (初年度のみ)	会費(毎年度)
正会員	個人	1,000円	5,000円
	団体	3,000円	10,000円
賛助会員	個人	—	1口(1,000円)以上
	団体	—	1口(1,000円)以上



編集後記

今年の夏は、熱中症と新型コロナウイルス感染症が心配されます。

このような状況下においても、パトロール隊員は、羽村市の安全・安心のため、日夜活動をしています。

市民の皆様も、羽村の夏を賢く乗り切ってください、引き続き私たちの活動を応援願います。
理事長 森 佳愛

青パト・徒歩パト隊員、及び
わんわんパト・自転車パト
協力員も募集しています
お気軽にお問い合わせください

発行 令和2年(2020年)7月1日
編集 NPO法人 市民パトロールセンターはむら
羽村市緑ヶ丘5-2-2 TEL・FAX 555-8101
E-mail アドレス: patosen-hamura@tokyo.email.ne.jp